

目次

I 共通

1 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の対象について

- (対象国について) Q1～Q3
- (対象者について) Q4～Q6
- (帰国・入国経路について) Q7
- (具体的に想定されるケース) Q8～Q10
- (提出書類について) Q11～Q12

2 日本人の出国に関する事前の手続き関係

- (在京大使館での申請について) Q13～Q14
- (検査証明の発行・取得について) Q15～Q19

II-1 入国拒否対象地域（ベトナム、タイ、マレーシア、台湾）の場合

3 外国人の入国に関する事前の手続き関係

- (在外公館での申請について) Q20～Q31
- (入国前のアプリの設定について) Q32～Q34
- (入国前の検査について) Q35

4 日本人の帰国時／外国人の入国時の手続き関係

- (本邦への帰国・入国について) Q36
- (空港での検疫～検査結果判明まで) Q37～Q48
- (検査結果判明後～入国後14日間) Q49～Q55

II-2 入国拒否対象地域以外（ミャンマー、カンボジア、ラオス）の場合

5 外国人の入国に関する事前の手続き関係

- (在外公館での申請について) Q56～Q69
- (入国前の検査について) Q70～Q71

6 日本人の帰国時／外国人の入国時の手続き関係

- (本邦への帰国・入国について) Q72
- (空港での検疫) Q73～Q74
- (入国後14日間) Q75～Q80

Ⅲ シンガポールとの間のビジネストラックの場合

7 外国人の入国に関する事前の手続き関係

Ⅱ－1の3をご確認ください。

8 日本人の帰国時／外国人の入国時の手続き関係

Ⅱ－1の4をご確認ください。

9 シンガポールとの間のビジネストラックの特異点

(利用対象者について) Q81

(事前の手続き等について) Q82

(利用期間について) Q83～Q84

I 共通

1 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」の対象について

(対象国について)

Q1. 「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」(以下「本スキーム」)が利用可能な対象国・地域はどこですか。

A. 7月29日からタイとベトナム、9月8日からマレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー及び台湾との間でレジデンストラックを利用した往来が可能です。今後、国内外の感染状況等を総合的に勘案しながら、対象国・地域を順次拡大すべく、検討・準備を進め、合意に至った国・地域から順次同様の措置を講じていきます。なお、シンガポールとの間で、9月18日から「ビジネストラック」を利用した往来が可能です。「レジデンストラック」については、9月中の開始を目指して準備を進めています。

本スキームを利用可能な対象国・地域に関する最新情報については外務省HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)をご参照ください。

Q2. 本スキームの対象国・地域の中には、感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)の国・地域が含まれていますが、対象国の感染症危険情報レベルをレベル2(不要不急の渡航は止めてください)に下げないのですか。

A. 感染症危険情報のレベルについては、当該国・地域の感染状況等を勘案しながら決定されるため、現時点で明確な見通しをお示しすることはできませんが、当面は感染症危険情報のレベルや水際対策措置を維持した上で例外的な出入国を認める仕組みを試行することになります。

Q3. 相手国・地域ごとに異なる可能性がある措置の具体的な内容については、どこから情報収集すれば良いのでしょうか。

A. 相手国・地域ごとの具体的な措置は、準備が整った国・地域から順次、外務省・経産省などの関係省庁のHPを通じ紹介・周知していく予定です。

(対象者について)

Q4. 本スキームの対象となる外国人の在留資格について、今後ニーズが増える分野・人材があれば、対象を拡大するのでしょうか。

A. 対象となる外国人の在留資格は、相手国・地域との協議・調整により決定されます。最終的な協議・調整の結果、国内や相手国・地域のビジネス上のニーズに応じて、対象となる在留資格の分野や人材は相手国・地域ごとに異なったものとなる可能性があります。今後の見通しを含めた詳細は調整中です。

Q5. 再入国許可（みなし再入国許可を含む。以下同じ。）により出国した外国人は、本スキームの対象となりますか。

A. 対象国・地域に居住する対象国籍者であって、対象となる在留資格を保持するなど、本スキームの対象となるための条件を満たしている場合は、「レジデンストラック」及び「ビジネストラック」の対象となります（シンガポールとの間の「ビジネストラック」の場合は、対象者が異なりますので、Ⅲをご覧ください）。

もっとも、本スキームを利用せずとも、8月31日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む）をもって出国した在留資格保持者で所定の手続を経た者は、出国日に拘わらず、9月1日（本邦到着分）以降の再入国が現在認められています。詳細は外務省HPをご確認ください。

（ https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000864.html ）

また、9月1日以降に出国予定の在留資格保持者の再入国についても所定の手続きを経れば認められています。詳細は法務省HPをご覧ください。

（ http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00245.html ）

Q6. 水際対策の強化により既発給の査証の効力が停止されている場合において、本スキームの導入に際して、停止されている査証は回復されるのでしょうか、失効となるのでしょうか。

A. 本スキームの導入に際して、停止されている査証の効力は回復されません。本スキームを利用する場合は、通常の査証申請書類に加えて「誓約書」を、更に「ビジネストラック」を利用する場合には「本邦活動計画書」を提出いただき、新たに査証を申請する必要があります。本スキームによって新たに査証が発給された場合は、申請人が所持している効力停止中の査証は失効します。

（帰国・入国経路について）

Q7. 本邦への帰国・入国時に経由便の利用は認められますか。出発国・地域や経由地が入国拒否対象地域か否かの違いによって、経由便の利用可否や追加的防疫措置に違いがありますか。

A. 出発国・地域又は経由地が入国拒否対象地域であるか否かにかかわらず、経由便の利用は認められます。ただし、経由地が入国拒否対象地域である場合で、かつ、同経由地に入国・入域許可を受けて入国・入域している場合は、出発国・地域以外の入国拒否対象地域に滞在歴があることとなり、誓約書の誓約内容に反することになります。

なお、追加的防疫措置は入国拒否対象地域からの入国であるか否かによって内容が異なりますので、詳細については誓約書をご参照ください。

（具体的に想定されるケース）

Q8. 外国人駐在員が日本に長期滞在する場合でも、日本への入国後すぐのビジネス活動を希望する場合は、「レジデンストラック」ではなく、「ビジネストラック」を利用することが認められますか。

A. 認められます。対象となる外国人の方が「ビジネストラック」を利用する場合は、有効な査証又は再入国関連書類提出確認書の取得に加えて、「誓約書」(※)、「本邦活動計画書」(※)、(機内で配布される)「質問票」及び「検査証明」(出国前 72 時間以内に検体採取されたもの)(※)を入国時に検疫官及び入国審査官に提示・提出いただく必要があります。

上述の書類提出を含む追加的防疫措置を講じることを条件に、入国後 14 日間の自宅待機期間において、行動範囲を限定した形でビジネス活動が認められます。詳細については、外務省と経済産業省の HP をご確認ください。

(※) 原本でなく写しでも受付可能ですが、プリントアウトした紙媒体を用意してください。

Q9. 対象者が短期の商用で、次の2つの様なケースで短期間の往来を希望する場合、本スキームの対象となりますか。

- 1) 対象国に駐在する日本人が、商用で日本に帰国し、短期間の滞在の後に対象国に戻って行くケース
- 2) 日本に駐在する外国人(対象国の国籍を有する)が、商用で対象国に帰国し、短期間の滞在の後に日本に戻って来るケース

A. 本スキームは、ビジネス上必要な人材等を対象として、国際的な人の往来を部分的・段階的に再開していくために例外的な枠を設置する試行的措置です。あくまで試行的措置であることから、当分の間、1)、2)のケースは本スキームで扱うことを想定していません(シンガポールとの間の「ビジネストラック」の場合は、対象者が異なりますので、Ⅲをご覧ください)。措置の運用状況を見極めながら、対象の拡大を検討していきます。

Q10. 対象となる外国人入国者(再入国許可保持者含む。)が、配偶者はじめ家族帯同による入国を希望する場合、同伴家族は本スキームの対象となりますか(家族の帯同が制度的に認められていない技能実習生は除く)。

A. 本スキームは、ビジネス上必要な人材等を対象として、国際的な人の往来を部分的・段階的に再開していくために例外的な枠を設置する試行的措置

です。あくまで試行的措置であることから、現時点で、在留資格「家族滞在」を対象とすることは想定していません。

（提出書類について）

Q11. 9月8日からマレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー及び台湾との間でレジデンストラックの運用が開始したことを受けて、「誓約書」の様式が変更になりましたが、旧様式の「誓約書」は在外公館や入国時の検疫及び入管で受け付けられますか。

A. タイ及びベトナムとの間でのレジデンストラック利用者については、誓約事項に変更がないこと等を踏まえて、当面の間、旧様式での申請を受け付けます。他方、9月8日からレジデンストラックの運用が開始された5か国・地域については、新様式の「誓約書」をご準備ください。

Q12. 今後も提出すべき書類等の情報が更新される場合には、どのようにそれを把握すればよいでしょうか。

A. 提出書類が更新される場合やその他本スキームに係る情報が更新される場合には、外務省 HP でお知らせしますので随時ご確認をお願いします。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

2 日本人の出国に関する事前の手続き関係

（在京大使館での申請について）

Q13. 「相手国活動計画書」の様式は国・地域によって異なりますか。また、記載に当たっての言語は日本語でも可能ですか。

A. いかなる書類を提出するかも含めて、相手国・地域との協議・調整により決定されます。詳細が決まり次第、外務省 HP に随時掲載していきます。

Q14. 「相手国活動計画書」の内容に関する審査はありますか。その場合、結果が出るまでどの程度の時間がかかりますか。

A. いかなる書類を提出するかも含めて、相手国・地域との協議・調整により決定されます。詳細が決まり次第、外務省 HP に随時掲載していきます。

（検査証明の発行・取得について）

Q15. 新型コロナウイルス感染症の検査を受診した後、検査証明は医師（検査機関）の直筆署名が入った原本でなくてはならないのでしょうか。電子媒体（PDF）或いはコピーでも良いのでしょうか。

A. 日本に入国する際に、入国審査官又は検疫官に提出する検査証明は、原本に限らず、写しでも受付可能です。ただし、電子的に発行された証明書や写しの場合は、プリントアウトしたものを用意し、紙媒体でご提出ください。

一方、相手国に入国する際に、検査証明の提出が求められる場合、それが原本である必要があるかについては、国によって取り扱いが異なる場合がございます。

検査証明の様式等の手続の詳細については、在京大使館や現地の我が方大使館のHPをご参照ください。

外務省HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)から各ページを確認いただけます。

Q16. 各社の健康管理センターである医療機関、社内診療所等で検体採取を行う場合、必要物資・資材はどのように確保すれば良いのでしょうか。

A. 検体採取に必要な医療物資については、新型コロナウイルス感染症患者に対応する予定のある医療機関と同様に、都道府県からの優先配布が受けられることとなっていますので、各都道府県の衛生主管部局にご相談ください。

- 医療従事者の医療用物資の医療機関等への配布について
(厚生労働省医政局経済課)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000644430.pdf>

Q17. 検体採取のノウハウがない場合も、実施は可能ですか。

A. スワブ検査や感染防御等に関する各種マニュアルをご用意していますのでご参照ください。

- 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド
(一般社団法人 日本環境感染学会)
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=355
- 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理
(国立感染症研究所)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>
別添 状況、職種、活動種類に応じた COVID-19 流行時における PPE の使用例 (国立感染症研究所)
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200427tbl.pdf>
- 2019- nCoV 感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル
(国立感染症研究所)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2518-lab/9325-manual.htmlb>

Q18. その場合、1回当たりどの程度の費用、マンパワーがかかりますか。

A. 費用やマンパワーについては、企業において想定している対象人数にもよるので、一概にはお答えできませんが、検体採取には、PPE やスワブが必要であり、医者・看護師・検査技師に対応いただく必要があります。

Q19. もし陽性が出た場合はどのように対応すれば良いのでしょうか。閉鎖が必要になり健康管理センターとしての本来の機能が果たせなくなってしまうのでしょうか。

A. 感染症法上、診断した医師が直ちに管轄保健所に届け出をすることとされています。保健所から疫学調査への協力要請や、濃厚接触者の取扱いに関する指示があった場合は、適切にご対応ください。なお、適切に感染防護具を身に付けて検体採取を行った医師や看護師は直ちに濃厚接触者の取扱いになるわけではありません。消毒のため一定期間使用できなくなる可能性があります。懸念がある場合は、別途、会議室等を確保して実施することもご検討ください。

Ⅱ－１ 入国拒否対象地域（ベトナム、タイ、マレーシア、台湾）の場合

3 外国人の入国に関する事前の手続き関係

（在外公館での申請について）

Q20. 出張等の短期商用目的の滞在であっても、申請時に受入団体（用務先企業等）の招待状等が証明として必要になりますか。

A. 通常の査証発給等に必要な書類（招へい理由書、身元保証書等、日本側受入企業・団体が提出する書類を含む）に加えて、受入企業・団体の受入責任者が署名する「誓約書」、ビジネストラックを利用する場合には、更に「本邦活動計画書」の提出が必要になります。それぞれの定型書式は、外務省HP（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html）で入手いただけます。

Q21. 「誓約書」の「渡航目的」の欄には、どのような内容をどの程度詳しく書くべきでしょうか。記載内容によって査証が発給されない可能性があるでしょうか。

A. 本スキームを利用する前提として、対象者の渡航目的が真に急を要し、必要不可欠なものである必要がありますので、記載内容がこれに該当しない場合には本スキームを利用することはできません。「渡航目的」として記載頂く内容は、このような緊急性と必要性が分かるように具体的に記載をお願いします。

Q22. 日本で起業するために入国する外国人が「誓約書」に記載できる受入企業・団体が存在しない場合、受入企業・団体の欄は空欄で問題ないでしょうか。

A. ビジネス・レジデンストラックの枠組みは、企業・団体側の保証の上で成り立っている制度であるため、受け入れ企業・団体欄を空欄とすることは不可です。受け入れ企業・団体を探していただき、署名を得る必要があります。

Q23. 「誓約書」は原本が必要でしょうか。「受入責任者（自署）」「印」は、電子署名や認印でよいでしょうか。

A. 在外公館での査証申請時、入国審査（以上は外国人の場合のみ）及び入国時の検疫（外国人・日本人共通）にて「誓約書」の写しを提示・提出する必要がありますが、特段の疑義があると判断される場合を除き、原本の提示・提出は求めません。他方、「誓約書」の原本については、作成した受入企業・

団体が少なくとも対象者の入国から6週間、責任をもって保管し、当局の求めがあった場合には提示・提出する必要があります。なお、「誓約書」には、電子署名や認印は認められず、受入企業・団体の法人印を使用してください。

Q24.「誓約書」の「受入責任者」には、受入企業・団体のどのようなランクの人の自署が必要でしょうか。

A. 受入責任者は必ずしも企業・団体の長である必要はありませんが、誓約書に記載された事項を対象者が遵守することを主体的に指導・監督することができる方である必要があります。

Q25.「誓約書」の効力はいつからいつまででしょうか。

A. 「誓約書」の効力は、期間が明記されている場合（例えば、「日本人ビジネスストラック」の誓約書における2（19）（※））を除き、基本的には入国後14日間継続します。

（※）「受入企業・団体は、対象者の帰国後14日間における全ての滞在場所等について、本邦活動計画書どおりに実施するため必要な管理を行うこと。また、帰国後やむを得ない日程変更等によって対象者により同計画書にない行動がとられた場合には、対象者の帰国後15日目以降に、入国時に本邦活動計画書を提出した検疫所に提出すること。」

Q26.再入国関連書類提出確認書申請の際、2019年10月1日以降に発行され、有効期限の切れた在留資格認定証明書を提示の上申請する場合に提示が必要となる「引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である」ことを記載した文書は、原本が必要でしょうか。また、フォーマットはありますか。

A. 「引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である」ことを記載した文書は原本の提出をお願いしております。定められたフォーマットはありませんので、任意の書式で問題ありません。

Q27.再入国許可者がレジデンスストラックやビジネスストラックを使う際に必要となる「再入国関連書類提出確認書の交付申請書」の記入・署名は、対象者本人がすべきでしょうか。または「誓約書」と同様に受入企業・団体がすべきでしょうか。

A. 「再入国関連書類提出確認書の交付申請書」は対象者ご本人に記入・署名をお願いしております。

Q28.「再入国関連書類提出確認書」に有効期限はありますか。

A.「再入国関連書類提出確認書」に有効期限はありませんが、入国に際しては在留資格及び再入国許可期限が有効であることが必要です。

Q29.以前査証を申請してから発給・却下等何らの回答もまだないのですが、レジデンストラックやビジネストラックを使うためには新たに査証を申請する必要がありますか。

A.既に在外公館等に対して査証を申請している場合には、訪日目的等が同一であって、かつ本件スキームの利用が適当と判断される場合には、追加的に「誓約書」を提出いただいた時点で新たな査証申請を受理したものととして取扱います。

Q30.既に査証が発給されていても、レジデンストラックやビジネストラックを使うためには新たに査証を申請する必要がありますか。

A.現在、すでに発給された査証の効力停止措置がとられている国・地域については、発給済の査証の効力は停止されています。他方で同措置がとられていない国・地域については、発給済みの査証の効力は維持されています。ただし、効力が維持されている有効期限内の査証を所持する方であっても、本件スキーム利用の際は、改めて通常の査証申請書類に加え、「誓約書」を提出した上で査証を取得することが求められています。なお、本件スキーム利用者であることを明示するため、新たに交付される査証のRemarks欄には、本件スキーム利用者であることを示す文字が印字されます。

Q31.レジデンストラックやビジネストラックの査証の審査は先着順でしょうか。また発給数は国・地域ごと、日ごとなどで上限が設けられているでしょうか。

A.レジデンストラックやビジネストラックの査証の審査は、必要な書類等が揃っていることを前提として、先着順で審査を行います。本スキームは、感染症再拡大の防止と両立する形で、例外的な人の往来を部分的・段階的に試行していくものであり、その目的を達成するために、在外公館における査証及び「再入国関連書類提出確認書」の発給数を制限しています。

(入国前のアプリの設定について)

Q32.LINE アプリ・接触確認アプリ(COCONA)・地図アプリを使用可能なスマートフォンを持つ者のみ申請可能という点について、外国の携帯キャリアのスマートフォンでも可能ですか。

- A. 外国の携帯キャリアでも可能です。ただし、LINE アプリはインストール自体は可能であってもアプリを介した健康フォローアップのシステムは、海外電話番号（海外 SIM）や日本語以外の言語には対応していないため、その場合は LINE アプリの健康フォローアップのみ、企業の受入責任者に代行していただくこととなります。詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

（ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyoku_00001.html#Q6-1 ）

Q33.受入企業・団体がスマートフォンを貸与したり、LINE の健康フォローアップを代行する場合、在外公館での申請において何らか確認が行われるのでしょうか。

- A. 申請時点で手続きを行うものではなく、入国時の検疫にて、各種のアプリの導入やアプリを活用した健康フォローアップについて理解・同意しているかを確認させていただきます。

LINE アプリを通じた健康フォローアップに対して毎日連絡がない場合や、対象者が陽性と判明し保健所の調査にご協力いただく際に接触確認アプリのインストールや位置情報の保存が確認できない場合等には、誓約違反と見なします。

誓約違反をした企業・団体については、関係当局により名称を公表され得るとともに、今後当該企業・団体の招へいする者に対し、本件措置に基づく本邦入国が認められなくなる可能性があります。また、対象となる外国人の方が、誓約書における同意事項に反したことが明らかとなった場合など、不実の記載のある文書等により査証又は再入国関連書類提出確認書の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、在留資格取消手続・退去強制手続の対象となる可能性があります。

Q34.「本邦活動計画書」等提出書類の内容に関する審査はありますか。その場合、結果が出るまでどの程度の時間がかかるのでしょうか。

- A. 在外公館等での査証申請時、入国審査（以上は外国人の場合のみ）及び入国時の検疫（外国人・日本人共通）にて申請書類に不備がないことを確認します。この際、「誓約書」及び「本邦活動計画書」は写しを提示・提出する必要がありますが、特段の疑義があると判断される場合は、原本の提示・提出を求める場合があります。在外公館等における審査時間については、できる限り迅速に対応していきます。

（入国前の検査について）

Q35.出国前 72 時間以内に受ける検査の費用は誰が負担しますか。

A. 企業又は出国者ご本人でご負担頂きます。

4 日本人の帰国時／外国人の入国時の手続き関係

(本邦への帰国・入国について)

Q36.日本への渡航便は誰が手配するものですか。政府があっせんして頂けますか。

A. 日本への渡航便は、ご自身で手配をいただくことになり、政府であっせんすることはありません。ご利用者自身から各航空会社にお問合せいただくこととなります。

(空港での検疫～検査結果判明まで)

Q37.本邦空港で受ける検査の費用は誰が負担するものですか。

A. 日本入国時に空港検疫で行われる検査については、国が行いますので、ご本人に負担を求めることはありません。

Q38.検査で陽性と判明した場合、入国できないのでしょうか。

A. 新型コロナウイルス感染症は、指定感染症として取り扱われることとなっており、外国人患者は入管法第5条第1項第1号に該当することから、原則として上陸することはできません。なお、検疫で陽性と判明した方は、検疫所により、病院や療養施設への「隔離」又は「停留」等の措置が講じられることとなります。退院後、入国しようとする場合は、入国審査において退院後の状況を踏まえつつ、個別に判断することとなります。詳細については入管庁お問合せ先までご連絡ください。

Q39.本スキームを利用して入国・帰国した対象者の新型コロナウイルス感染症の検査の結果判明までの待機場所は国が用意してくれますか。

A. 本制度は、午前中に到着する便をご利用いただき、到着当日中に検査結果を出すことを原則としております。検査結果が出るまでは空港内で待機頂きます。午後以降に到着する便を利用する場合や、空港内での待機を望まない場合は、別途受入企業・団体側で待機場所を確保する必要があります。

Q40.受入企業・団体が対象者（主に入国する外国人）にスマートフォンを貸与する場合、空港での検疫・入国審査の過程での手交は可能ですか。

A. 不可です。基本的に空港を出た後、制限区域出場後の出迎えポイントでの手交を想定しています。なお、日本入国前に海外にいる対象者に事前にスマートフォンや日本で使用可能なSIMカードを送付することは可能です。

Q41.対象者（主に入国する外国人）のスマートフォンにLINE アプリ・接触確認アプリ（COCOA）のインストール、位置情報が保存されているかの確認はどのタイミングで行うのでしょうか。

A. 空港での検疫及び入国審査において対象者の申告等により確認することとしており、スマートフォンの端末にて実際に確認することはしません。ただし、後にインストールされていないこと等が判明した場合には、Q33の通り、誓約違反として受入企業・団体名を公表する他、今後当該企業・団体の招へいする者に対し、本件措置に基づく本邦入国が認められなくなる可能性があります。

また、対象となる外国人の方が、誓約書における同意事項に反したことが明らかとなった場合など、不実の記載のある文書等により査証又は再入国関連書類提出確認書の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、在留資格取消手続・退去強制手続の対象となる可能性があります。

なお、受入企業・団体が対象者（主に入国する外国人）に貸与するスマートフォンを制限区域出場後の出迎えポイントで手交する場合、空港での検疫及び入国審査における確認の際には、入国後に受入企業・団体から受け取り、アプリをインストールする予定である旨ご説明ください。詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q6-1）

Q42.対象者は必ず1人につき1台ずつスマートフォンを所持しなければならないのでしょうか。スマートフォン所持に必要な費用は対象者または受入企業・団体の自己負担でしょうか。

A. 接触確認アプリ及び位置情報アプリについては、個人単位での対応が必要となりますので、対象者個別にスマートフォンをご用意ください。所持にかかる費用は、受入企業・団体又は対象者でご負担頂きます。

Q43.LINE アプリ、接触確認アプリ、地図アプリ等の導入・設定等について、入国時に空港の検疫・入管で確認するとのことですが、受入企業・団体が対象者に14日間スマートフォンを貸与する場合、実習生の出国までに日本から現地に貸与するスマートフォンを郵送しなければならないということでしょうか。

A. 受入企業・団体が対象者（主に入国する外国人）にスマートフォンを貸与する場合は、制限区域出場後の出迎えポイントで手交頂くことも可能です。空港での検疫及び入国審査における確認の際には、入国後に受入企業・団体から受け取り、アプリをインストールする予定である旨ご説明ください。

Q44.民間医療保険への加入は、本邦への入国後でもかまわないのでしょうか。

A. 入国前に加入して頂くことが前提ですが、やむを得ない事情がある場合、空港内など本邦到着直後に加入して下さい。

Q45.民間医療保険への加入手続きのために外出する場合、「14 日間の自宅等待機」義務に違反することになるのでしょうか。

A. 外出を要することにならないよう、出国前やオンラインでの加入をお願いします。

Q46.民間医療保険への加入を証明する書類の提出は必要でしょうか。必要な場合、どのような書類を用意すればよいのでしょうか。また、出国前に母国で保険の加入手続きをしたものの日本入国時に保険証券がまだ手元に届かない場合はどうしたらよいのでしょうか？

A. 保険証券等を確認させていただくことがあります。また、事後的に入国時（または入国直後）に未加入であったことが発覚した場合には、「誓約書」違反となり、受け入れ企業・団体名の公表、本措置の利用禁止等の措置をとることがあります。また、入国時に保険証券が手元にない場合には、加入申込手続きの際の本人控え（インターネットでの加入手続きの場合は保険会社からの確認メール等をプリントアウトしたもの）等を入国時にご用意ください。

Q47.「誓約書」では「対象者は、入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）に加入していること」とされている一方、外務省ホームページでは「入国時点で日本の公的保険制度（健康保険や国民健康保険など）に加入している場合は、この限りではありません」とされています。本当に公的保険に入っていれば、民間医療保険に加入していなくても誓約違反とならないのでしょうか。

A. 入国した日から日本の公的医療保険制度に加入ができる場合には民間の保険への加入は不要です（この場合誓約違反とはなりません）が、たとえ1日でもタイムラグが生じる場合はその期間は民間の医療保険に加入する必要があります。

（更問）入国時に社会保険に加入することが決まっていますが、保険証等が手元にない場合にはどうしたらよいですか。

A. 入国後に社会保険（公的医療保険）への加入を予定している場合には、対象者の入国前に、受入企業・団体が社会保険への加入手続きを進め、対象者は入国当日中に社会保険へ加入することを受入企業・団体が証明する書

面もしくは確認メール等をプリントアウトしたものを入国時にご用意ください。

(更問) 民間医療保険について、レジデンストラックの場合の長期滞在や滞在期間が確定していないことを前提とした保険商品が見つからないのですが、その場合は公的医療保険制度に加入するまでの空白期間ができて良いですか。どうしても入る必要があれば、具体的な保険商品を紹介してもらえますか。

A. 在留資格に基づき認められる滞在期間をカバーする民間医療保険に加入の上、入国後に公的医療保険制度への加入手続きを速やかに行うことで空白期間が生じないようにして下さい。

また、保険加入の空白期間を埋める民間医療保険への加入は受入企業・団体の責任の下で自主的にご対応願います。なお、加入すべき民間医療保険の種類としては、入国者が加入しているクレジットカードに付帯しているもの、出国前に旅行代理店経由で加入するもの等、様々なものがあります。そのほか、日本政府観光局のホームページや、在外公館・上陸審査場で案内している旅行保険の活用も考えられます。

● 日本政府観光局 HP

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/ov_travel_insurance.html

Q48.健康保険などの公的医療保険では事業主も保険料の費用負担をしますが、民間医療保険への加入では、加入者本人に全額負担させても問題ないのでしょうか。

A. 民間医療保険の保険料の負担は、企業・加入者のどちらが負担しても構いませんが、誓約書に記載の通り、企業の責任において保険加入していることを担保して頂く必要があります。

(検査結果判明後～入国後 14 日間)

Q49.対象者(主に入国する外国人)のLINEによる健康フォローアップを、受入企業・団体の責任者が代行(受信・回答)することは可能ですか。

A. LINE アプリが多言語に対応していないため、健康フォローアップが日本語で行われることとなります。また、海外電話番号(海外 SIM)のスマートフォンにはLINE アプリはインストールできても、健康フォローアップのシステムは対応していません。もし対象者が日本語での質問等に対応できなかったり、日本語での質問等には対応できるが海外電話番号(海外 SIM)のスマートフォンしか所持していない場合は、受入企業・団体の責任者にて代行をお願いします。

(更問) 対象者の人数にかかわらず代行可能ですか。

- A. 対象者の人数にかかわらず、受入企業・団体の責任者を通じて代行いただくことは可能です。

Q50. 宿泊先施設については、スペック（動線、共用部分の扱い）等、何らかの要件が課せられますか。ホテルでも問題ないでしょうか。受入企業・団体等で確保する必要があるのでしょうか。

- A. 個室、バス、トイレの個別管理等ができる施設を確保してください（ホテル、ウィークリーマンション等でも可能です。個室の外にキッチンなどの共用スペースがある場合は、当該共用スペースは利用しないでください）。少なくとも入国後 14 日間分については、宿泊施設は受入企業・団体で確保いただく必要があります。ビジネスラックの場合は、査証等申請時に提出する「本邦活動計画書」に宿泊先を記載いただきます。詳細は厚生労働省HP をご参照ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryo/u/covid19_ga_kanrenkigyoyou_00001.html#Q6-1)

(更問) 個室管理等が必要とのことですが、一つの個室に複数名滞在しても良いですか。

- A. 本スキームにおいては、対象者の方が 1 人で入国されたとしてもグループで入国されたとしても、いずれにおいても一つの個室に複数名の滞在はできません。

(更問) バス、トイレ、キッチン等が共用の場合、消毒等を徹底しながら当該共用スペースを時間管理により個人に利用させても問題ないですか。

- A. 本スキームにおいて、バス、トイレは専用のものでし、共用は避けてください。キッチンについて、共用スペースで調理を行うことは感染防止策として不適切であるため利用を控えてください。（「誓約書」では、マスク着用、手指消毒の徹底、「3密」回避等も求めています。）

Q51.14 日間の自宅待機期間において、食事はどのようにすればいいでしょうか。ホテル内やホテル近くのレストラン又はコンビニエンスストアに行くことは問題ないでしょうか。また、寮の食堂などを利用することは問題ないでしょうか。

- A. ホテルの内外を問わずレストランの利用は控えて下さい。原則として、個室管理ができる施設で待機いただき、外出はせず、人との接触を可能な限

り控えていただきたいため、受入れ責任者等の方により個室に食事を配る方法のご検討をお願いいたします。

Q52. 空港から自宅待機場所までの移動手段は、複数人が同乗するマイクロバス等でも良いでしょうか。対象者ではない運転手や付き添いの者などは、その後自宅待機が必要でしょうか。

A. マイクロバス等を利用する場合、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用、車内の換気、消毒の徹底等の必要な感染防止対策を講じてください。必要な感染防止対策を講じた場合は、運転手や付き添いの方については、必ずしも自宅待機が必要ではありません。

Q53. 「ビジネスラック」の場合、活動範囲は宿泊先と用務先とありますが、「用務先」について、不特定の間出入りする場所を回避する以外に、制限はありますか。また、活動範囲が広範に渡り、宿泊先が日によって異なる可能性がある遠方の「用務先」は認められますか。

(例：メーカーX社の東京本社に加え、関東のY工場、中部のZ工場、東北のW研究所、といった行程)

A. 用務先においては、個室を用いるなど、必要最小限の関係者以外と接触する機会が生じないように工夫をしてください(「誓約書」では、接触者のマスク着用、手指消毒の徹底、「3密」回避等も求めています)。用務先は業務上必要最小限にさせていただく必要があります。いずれにせよ、漏れなく「本邦活動計画書」への記載をお願いいたします。

Q54. 事前に提出していた「本邦活動計画書」の内容と実際の活動内容が異なってしまった場合、何らかの届出が必要になりますか。

A. 入国後やむを得ない日程変更等によって、「本邦活動計画書」にない行動がとられた場合は、当初の計画の変更内容を記した報告書を、滞在期間が14日間以内となる者については出国日以降速やかに、15日間以上の者については入国後15日目を以降速やかに、入国時に「本邦活動計画書」を提出した検疫所に受入企業・団体をご提出ください。

Q55. 入国後14日間の自宅待機期間中に住民票の転入届、国民健康保険加入手続き、銀行口座開設手続き等のために外出しても問題ないですか。

A. 原則として、個室管理ができる施設で待機いただき、外出はせず、人との接触を可能な限り控えていただきたいため、代理人等による手続きのご検討をお願いいたします。

Ⅱ－２ 入国拒否対象地域以外（ミャンマー、カンボジア、ラオス） の場合

5 外国人の入国に関する事前の手続き関係

（在外公館での申請について）

Q56.入国拒否対象地域とそれ以外の国・地域の入国者で、在外公館における申請事項やその内容に違いがありますか。

A. 本スキームを利用するにあたり、入国拒否対象地域以外の国からの入国者の場合でも、入国拒否対象地域の場合と同様、通常の査証発給等に必要な書類に加えて、「誓約書」等の提出が必要です（Q57 参照）。

もっとも、入国拒否対象地域以外の国・地域から入国し、本スキームを利用する場合、「誓約書」上の誓約内容が異なります。具体的には、民間医療保険の加入、接触確認アプリの導入、地図アプリ機能等を利用した入国後14日間の位置情報の保存等といった事項が誓約事項ではなく、推奨事項とされています。

また、日本人であっても、本邦帰国後にビジネストラックを利用する場合には、滞在国・地域で事前に検査証明を取得する必要があるなど、求められる手続きが異なりますので、ご注意ください。詳しくは、外務省 HP をご確認ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

Q57.出張等の短期商用目的の滞在であっても、申請時に受入団体（用務先企業等）の招待状等が証明として必要になりますか。

A. 通常の査証発給等に必要な書類（招へい理由書、身元保証書等、日本側受入企業・団体が提出する書類を含む）に加えて、受入企業・団体の受入責任者が署名する「誓約書」、ビジネストラックを利用する場合には、更に「本邦活動計画書」の提出が必要になります。それぞれの定型書式は、外務省 HP https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html で入手いただけます。

Q58.「誓約書」の「渡航目的」の欄には、どのような内容をどの程度詳しく書くべきでしょうか。記載内容によって査証が発給されない可能性があるでしょうか。

A. 本スキームを利用する前提として、対象者の渡航目的が真に急を要し、必要不可欠なものである必要がありますので、記載内容がこれに該当しない

場合には本スキームを利用することはできません。「渡航目的」として記載頂く内容は、このような緊急性と必要性が分かるように具体的に記載をお願いします。

Q59.日本で起業するために入国する外国人が「誓約書」に記載できる受入企業・団体が存在しない場合、受入企業・団体の欄は空欄で問題ないでしょうか。

A. ビジネス・レジデンストラックの枠組みは、企業・団体側の保証の上で成り立っている制度であるため、受け入れ企業・団体欄を空欄とすることは不可です。受け入れ企業・団体を探していただき、署名を得る必要があります。

Q60.「誓約書」は原本が必要とのことですが、本邦から相手国に郵送する必要があるということでしょうか。「受入責任者（自署）」「印」は、電子署名や認印でよいでしょうか。

A. 在外公館での査証申請時、入国審査（以上は外国人の場合のみ）及び入国時の検疫（外国人・日本人共通）にて「誓約書」の写しを提示・提出する必要がありますが、特段の疑義があると判断される場合を除き、原本の提示・提出は求めません。他方、「誓約書」の原本については、作成した受入企業・団体が少なくとも対象者の入国から6週間、責任をもって保管し、当局の求めがあった場合には提示・提出する必要があります。なお、「誓約書」には、電子署名や認印は認められず、受入企業・団体の法人印を使用してください。

Q61.「誓約書」の「受入責任者」には、受入企業・団体のどのようなランクの人の自署が必要でしょうか。

A. 受入責任者は必ずしも企業・団体の長である必要はありませんが、誓約書に記載された事項を対象者が遵守することを主体的に指導・監督することができる方である必要があります。

Q62.「誓約書」の効力はいつからいつまででしょうか。

A. 「誓約書」の効力は、期間が明記されている場合（例えば、「日本人ビジネス・トラック」の誓約書における2（19）（※））を除き、基本的には入国後14日間継続します。

（※）「受入企業・団体は、対象者の帰国後14日間における全ての滞在場所等について、本邦活動計画書どおりに実施するため必要な管理を行うこと。また、帰国後やむを得ない日程変更等によって対象者により同計画

書にない行動がとられた場合には、対象者の帰国後 15 日目以降に、入国時に本邦活動計画書を提出した検疫所に提出すること。」

Q63.再入国関連書類提出確認書申請の際、2019 年 10 月 1 日以降に発行され、有効期限の切れた在留資格認定証明書を提示の上申請する場合に提示が必要となる「引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である」ことを記載した文書」は、原本が必要でしょうか。また、フォーマットはありますでしょうか。

A. 「引き続き在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である」ことを記載した文書」は原本の提出をお願いしております。定められたフォーマットはありませんので、任意の書式で問題ありません。

Q64.再入国許可者がレジデンストラックやビジネストラックを使う際に必要となる「再入国関連書類提出確認書の交付申請書」の記入・署名は、対象者本人がすべきでしょうか。または「誓約書」と同様に受入企業・団体がすべきでしょうか。

A. 「再入国関連書類提出確認書の交付申請書」は対象者ご本人に記入・署名をお願いしております。

Q65.「再入国関連書類提出確認書」に有効期限はありますか。

A. 「再入国関連書類提出確認書」に有効期限はありませんが、入国に際しては在留資格及び再入国許可期限が有効であることが必要です。

Q66.以前査証を申請してから発給・拒否等何らの回答もまだないのですが、レジデンストラックやビジネストラックを使うためには新たに査証を申請する必要がありますか。

A. 既に在外公館に対して査証を申請している場合には、訪日目的等が同一であって、かつ本件スキームの利用が適当と判断される場合には、追加的に「誓約書」を提出いただいた時点で新たな査証申請を受理したものととして取扱います。

Q67.既に査証が発給されていても、レジデンストラックやビジネストラックを使うためには新たに査証を申請する必要がありますか。

A. 現在、すでに発給された査証の効力停止措置がとられている国・地域については、発給済の査証の効力は停止されています。他方で同措置がとられていない国・地域については、発給済みの査証の効力は維持されています。ただし、効力が維持されている有効期限内の査証を所持する方であっても、

本件スキーム利用の際は、改めて通常の査証申請書類に加え、「誓約書」を提出した上で査証を取得することが求められています。なお、本件スキーム利用者であることを明示するため、新たに交付される査証のRemarks欄には、本件スキーム利用者であることを示す文字が印字されます。

Q68.レジデンストラックやビジネストラックの査証の審査は先着順でしょうか。また発給数は国ごと、日ごとなどで上限が設けられているでしょうか。

A. レジデンストラックやビジネストラックの査証の審査は、必要な書類等が揃っていることを前提として、先着順で審査を行います。本スキームは、感染症再拡大の防止と両立する形で、例外的な人の往来を部分的・段階的に試行していくものであり、その目的を達成するために、在外公館における査証及び「再入国関連書類提出確認書」の発給数を制限しています。

Q69.「本邦活動計画書」等提出書類の内容に関する審査はありますか。その場合、結果が出るまでどの程度の時間がかかるのでしょうか。

A. 在外公館での査証申請時、入国審査（以上は外国人の場合のみ）及び入国時の検疫（外国人・日本人共通）にて申請書類に不備がないことを確認します。この際、「誓約書」及び「本邦活動計画書」は写しを提示・提出する必要がありますが、特段の疑義があると判断される場合は、原本の提示・提出を求める場合があります。在外公館における審査時間については、できる限り迅速に対応していきます。

（入国前の検査について）

Q70.入国拒否対象地域以外の国・地域から本邦に帰国・入国する前に、滞在国・地域で検査証明を事前に入手する必要がありますか。必要な場合、求められる検査手法や取得期限に決まりはありますか。

A. 日本人を含めて、入国拒否対象地域以外の国・地域から本邦に帰国・入国し、ビジネストラックを利用する場合には、滞在国・地域で検査証明を事前に入手する必要があります。出国前72時間以内に受検した新型コロナウイルスの検査である必要があります。

求められる検査手法等の詳細は、外務省 HP でご確認ください。
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

Q71.出国前72時間以内に受ける検査の費用は誰が負担しますか。

A. 企業又は出国者ご本人でご負担頂きます。

6 日本人の帰国時／外国人の入国時の手続き関係

(本邦への帰国・入国について)

Q72.日本への渡航便は誰が手配するものですか。政府があっせんしてくれますか。

A. 日本への渡航便は、ご自身で手配をいただくことになり、政府であっせんすることはありません。ご利用者自身から各航空会社にお問合せいただくこととなります。

(空港での検疫)

Q73.入国拒否対象地域以外の国・地域から本邦に帰国・入国する場合にも、本邦空港で検査を受ける必要がありますか。国籍やレジデンストラックとビジネストラックの違いにより、検査の要否に違いがありますか。

A. 入国拒否対象地域以外の国・地域から本邦に帰国・入国する場合（入国拒否対象地域以外の国・地域から出発し、入国拒否対象地域を経由（当該地域での入国手続きをせず、空港を経由地として利用する場合に限る。）して本邦に帰国・入国する場合を含む。）、到着時に症状等がなければ、本邦空港で検査は実施しません。国籍やレジデンストラックとビジネストラックの違いにより、検査の要否に違いはありません。

Q74.受入企業・団体が対象者（主に入国する外国人）にスマートフォンを貸与する場合、空港での検疫・入国審査の過程での手交は可能ですか。

A. 不可です。基本的に空港を出た後、制限区域出場後の出迎えポイントでの手交を想定しています。なお、日本入国前に海外にいる対象者に事前にスマートフォンや日本で使用可能な SIM カードを送付することは可能です。

(入国後 14 日間)

Q75.宿泊先施設については、スペック（動線、共用部分の扱い）等、何らかの要件が課せられますか。ホテルでも問題ないでしょうか。受入企業・団体等で確保する必要があるのでしょうか。

A. 個室、バス、トイレの個別管理等ができる施設を確保してください（ホテル、ウィークリーマンション等でも可能です。個室の外にキッチンなどの共用スペースがある場合は、当該共用スペースは利用しないでください）。少なくとも入国後 14 日間分については、宿泊施設は受入企業・団体で確保いただく必要があります。ビジネストラックの場合は、査証等申請時に提出する「本邦活動計画書」に宿泊先を記載いただきます。詳細は厚生労働省 HP をご参照ください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/covid19_qa_kanrenkigyoku_00001.html#Q6-1)

(更問) 個室管理等が必要とのことですが、一つの個室に複数名滞在しても良いですか。

A. 本スキームにおいては、対象者の方が1人で入国されたとしてもグループで入国されたとしても、いずれにおいても一つの個室に複数名の滞在はできません。

(更問) バス、トイレ、キッチン等が共用の場合、消毒等を徹底しながら当該共用スペースを時間管理により個人に利用させても問題ないですか。

A. 本スキームにおいて、バス、トイレは専用のものでし、共用は避けてください。キッチンについて、共用スペースで調理を行うことは感染防御策として不適切であるため利用を控えてください。(「誓約書」では、マスク着用、手指消毒の徹底、「3密」の回避等も求めています。)

Q76.14 日間の自宅待機期間において、食事はどのようにすればいいでしょうか。ホテル内やホテル近くのレストラン又はコンビニエンスストアに行くことは問題ないでしょうか。また、寮の食堂などを利用することは問題ないでしょうか。

A. ホテルの内外を問わずレストランの利用は控えて下さい。原則として、個室管理ができる施設で待機いただき、外出はせず、人との接触を可能な限り控えていただきたいため、受入れ責任者等の方により個室に食事を配る方法のご検討をお願いいたします。

Q77. 空港から自宅待機場所までの移動手段は、複数人が同乗するマイクロバス等でも良いでしょうか。対象者ではない運転手や付き添いの者などは、その後自宅待機が必要でしょうか。

A. マイクロバス等を利用する場合、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用、車内の換気、消毒の徹底等の必要な感染防止対策を講じてください。必要な感染防止対策を講じた場合は、運転手や付き添いの方については、必ずしも自宅待機が必要ではありません。

Q78. 「ビジネスラック」の場合、活動範囲は宿泊先と用務先とありますが、「用務先」について、不特定の間人が出入りする場所を回避する以外に、制限はありますか。また、活動範囲が広範に渡り、宿泊先が日によって異なる可能性がある遠方の「用務先」は認められますか。

(例：メーカーX社の東京本社に加え、関東のY工場、中部のZ工場、東北のW研究所、といった行程)

- A. 用務先においては、個室を用いるなど、必要最小限の関係者以外と接触する機会が生じないように工夫をしてください(「誓約書」では、接触者のマスク着用、手指消毒の徹底、「3密」回避等も求めています)。用務先は業務上必要最小限にさせていただく必要があります。いずれにせよ、漏れなく「本邦活動計画書」への記載をお願いいたします。

Q79.事前に提出していた「本邦活動計画書」の内容と実際の活動内容が異なってしまった場合、何らかの届出が必要になりますか。

- A. 入国後やむを得ない日程変更等によって、「本邦活動計画書」にない行動がとられた場合は、当初の計画の変更内容を記した報告書を、滞在期間が14日間以内となる者については出国日以降速やかに、15日間以上の者については入国後15日目以降速やかに、入国時に「本邦活動計画書」を提出した検疫所に受入企業・団体をご提出ください。

Q80.入国後14日間の自宅待機期間中に住民票の転入届、国民健康保険加入手続き、銀行口座開設手続き等のために外出しても問題ないですか。

- A. 原則として、個室管理ができる施設で待機いただき、外出はせず、人との接触を可能な限り控えていただきたいため、代理人等による手続きのご検討をお願いいたします。

Ⅲ シンガポールとの間のビジネストラックの場合

7 外国人の入国に関する事前の手続き関係

Ⅱ-1の3をご確認ください。

8 日本人の帰国時／外国人の入国時の手続き関係

Ⅱ-1の4をご確認ください。

9 シンガポールとの間のビジネストラックの特異点

(利用対象者について)

Q81.シンガポールとの間のビジネストラックの対象者は誰ですか。

A. シンガポールとの間のビジネストラックの場合、日本に居住する日本国籍者及びシンガポールに居住するシンガポール国籍者、並びに国籍を問わず日本又はシンガポールに居住する者が対象となります。

日本国籍を有しない者については、短期商用又は就労・長期滞在査証（「経営・管理」、「企業内転勤」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「高度専門職」、「技能実習」、「特定技能」、「特定活動」（起業）、「外交」、「公用」）を有する者、また、シンガポールに渡航する邦人については、短期商用目的で渡航する者又は外交・公用旅券を所持している者となります。

なお、「外交」、「公用」については、シンガポール政府及び日本政府が発行した外交・公用旅券を所持する者が対象であり、第三国籍者は対象となりません。

(事前の手続き等について)

Q82.本邦への帰国・入国前 14 日間の検温が必要とのことですが、シンガポール滞在期間が 14 日未満の場合、シンガポールに渡航する前の段階から検温する必要がありますか。

A. 帰国 14 日前時点でシンガポールへの渡航前である場合には、日本滞在時点から検温してください。健康モニタリング結果は、本邦行の航空機内で配布される「質問票」に記載してください。

(利用期間について)

Q83.渡航先国での最大滞在可能期間は何日ですか。それを超えたらどうなりますか。

A. 最大滞在可能期間は、30 日間に限られます。当該日数は、両国が発給する短期査証の有効期間に準ずるものとなるため、30 日間を超えての滞在は、不法滞在と扱われます。もっとも、シンガポール在住の日本人が日本に帰

国する場合や日本在住のシンガポール人がシンガポールに渡航する場合は、この限りではありません。

Q84.渡航先国への入国後 14 日間を過ぎた後、残りの滞在期間中の行動に制限はありますか。

A. 日本においては入国後 14 日を過ぎた後、限定的なビジネス活動のみならず、通常の行動が可能となりますが、14 日経過後も引き続き日本の防疫措置に従う必要があります。また、シンガポールでも基本的に通常の行動が可能となりますが、シンガポールの防疫措置に従う必要はあり、接触確認アプリは滞在期間を通じて利用する必要があります。

以上のそれぞれの Q&A について、さらなる詳細を把握されたい方は、内容に応じて以下の各お問合せ先までご連絡ください。

○本邦入国時の入国審査について

出入国在留管理庁 出入国管理部 審判課

電話番号 03-3580-4111（内）4446/4447

○本邦入国のための査証関連の手続きについて（対象国・地域への渡航のための査証関連のお問合せは各国・地域の在京大使館等にお問合せください）

外務省 領事局 政策課

電話番号 03-3580-3311（内）4475/5367

外務省 領事局 外国人課

電話番号 03-3580-3311（内）3066/3177

○各種防疫措置（健康フォローアップ、空港検疫における検査、公共交通機関不利用、接触アプリ、地図アプリを通じた位置情報の保存等）や民間の医療保険の加入について

（厚生労働省 水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_ga_kanrenkigyuu_00001.html#Q3-1）

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全企画課 検疫所業務管理室

電話番号 03-5253-1111（内）2468

○外国人技能実習制度について（国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に係る手続きを除く）

※国際的な人の往来再開に向けた段階的措置に関連した外国人技能実習制度についてのよくあるご質問については、外国人技能実習機構の HP (<https://www.otit.go.jp/CoV2/>) に掲載されている「技能実習生がレジデンストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問」をご確認ください。

○企業からの一般的なご相談について（防疫措置や手続きの詳細運用、技能実習、特定技能に関する詳細運用等除く）

経済産業省 水際対策担当

電話番号 03-3501-1511（内）2944（受付時間 9:30～18:15）

○航空便について

国土交通省 航空局 危機管理室

電話番号 03-5253-8700

以上